

○学生集会規程

昭和42年4月27日

大学会議制定

第1条 学生が本大学の内外において集会を開こうとするときは、この規程による。

第2条 学生が学内において集会を開こうとするときは、責任者は事前に所定の届を学生部長に提出しなければならない。

第3条 学生が学内又は学外において甲南大学又はそれを意味する名称を用いて有料行為を伴う集会を開こうとするときは、企画と同時に所定の届を学生部長に提出しなければならない。ただし、直接営利を目的とする集会は、これを認めない。

第4条 学生が学内においてデモンストレーションを行う場合は、第2条に準ずる。

第5条 課外活動団体の学外集会、学外集会参加、合宿、旅行及び試合参加については第2条に準ずる。ただし、いずれの場合も、顧問への連絡を必要とする。

附 則

この規程は、昭和42年4月27日から施行する。

附 則

1 この規程は、昭和44年7月21日から施行する。

2 「学生心得」の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則

この規程は、昭和62年7月9日から施行する。

申合せ

この規程は、学生との申合せに基づくものである。